# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	枚方市 介護保険事務 重点項目評価書	

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、介護保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

枚方市長

# 公表日

令和5年4月12日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	別添2) 変更笛所

③他のシステムとの接続

I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険事務
②事務の内容	介護保険法(平成9年法律第123号)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証等交付、再交付申請の申請 2. 納付管理・保険料賦課、保険料収納等・保険料減免、徴収猶予等・保険料滞納者に係る給付制限等 3. 認定管理・要方護認定、要支援認定等 4. 給付管理・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請・高額介護サービス費、高額介護予防福祉用具購入費、居宅介護信宅改修費等の支給・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護信宅改修費等の支給・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証再交付申請等の申請・要介護認定、要支援認定等・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証再交付申請等の申請・要介護認定、要支援認定等・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額を療合算介護サービス費等の支給
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	1. 情報管理機能 ・被保険者資格情報等、介護保険情報を保管する機能 2. 情報検索機能 ・被保険者番号、生年月日、住所等から介護保険情報を検索する機能 3. 情報表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に介護保険情報を表示する機能 4. 情報更新機能 ・申請等に基づき介護保険情報を更新する機能 5. 帳票等発行機能 ・被保険者証等の帳票類を出力する機能 6. 情報連携機能 ・庁内連携システム等を介して介護保険情報を取得又は移転・提供する機能 7. セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制するアクセス権限設定機能、アクセスログ取得機能

[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム

[ 〇 ] 宛名システム等

[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム

[〇] その他 (国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、生活保護システム)

[ 〇 ] 税務システム

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	・統合データベース管理、連携機能 住民基本台帳情報や、住民税情報等、各業務システムを利用する上で必要な情報を、業務連携用 データベース(またはファイル)として保持し、庁内業務システム間の情報連携を行う機能。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ] 庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ] 既存住民基本台帳システム         [ ]
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するため に利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
②システムの機能	1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人 番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統 一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。 4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ O] 税務システム</li> <li>[ O] その他 (中間サーバ、介護保険システム、既存業務システム )</li> </ul>
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (申請管理システム )
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

## 3. 特定個人情報ファイル名 介護保険情報ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ・番号法別表第1の68の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 法令上の根拠 例(平成27年枚方市条例第34号)第3条第1項に規定する別表第1の17の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の93、94、95の項 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1)実施する 2)実施しない ①実施の有無 実施する ] 【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項 ②法令上の根拠 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、 95、97、108、109、119の項 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課 ②所属長の役職名 長寿·介護保険課長 7. 他の評価実施機関

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

介護保険性	青報ファイル	
2. 基本	青報	
①ファイル	√の種類 ※	く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象とな	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象とな	なる本人の範囲 ※	枚方市介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
	その必要性	 介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 
④記録され	れる項目	<選択肢>   1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満   3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯情報等を把握するため ・地方税関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため ・医療保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格の確認のため ・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため ・介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に係る届出の確認のため ・年金関係情報 ・全関係情報 ・金関係情報 ・方護保険適用除外施設入所者の確認のため ・障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の確認のため ・口座情報 給付費支給口座、保険料還付口座の確認のため
		別添1を参照。 
5保有開	始日	平成28年1月1日
⑥事務担	当部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課

3. 特定個人情	青報の入手・	使用
		[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※		市民室、市民税課、国民健康保険課、後期高齢者医 [〇]評価実施機関内の他部署 (療課、年金児童手当課、生活福祉課、障害企画課、障) 害支援課
		[ 〇 ] 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁、医療保険者、日本年金機構 )
	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
		[ ]民間事業者 ( )
		[ ]その他( )
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法		[  ]電子メール    [〇]庁内連携システム
(2)八千万法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
		[〇]その他 (サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		介護保険法に定められた事務を行うため
	使用部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課
④使用の主体	使用者数	<選択肢>
⑤使用方法		・各種申請・届出時に個人番号を記入してもらい、厳密な本人確認を行う。 ・番号法に定められた範囲内において資格管理・保険料賦課・認定申請・保険給付等の要件確認のため、評価実施機関内の他部署へ照会または移転を行う。 ・番号法に定められた範囲内において資格管理・保険料賦課・認定申請・保険給付等の要件確認のため、評価実施機関外の他機関へ照会または提供を行う。
情報(	の突合	・本人・代理人による申請・届出時申請書・届出書の記載内容と個人番号カード、通知カード等と突合の上、本人確認を行う。 ・評価実施機関内の他部署への照会または移転内部番号(識別番号)を突合し、対象者の特定を行う。 ・評価実施機関外の他機関への照会または提供符号を突合させて、対象者の情報を取得する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特	F定個人情報ファイルの	
委託の有無 ※		(選択肢>   (選択肢>   1)委託する 2)委託しない
		1)件
委託	事項1	介護保険システムの運用保守委託
①委詞	托内容	介護保険システムの運用保守
②委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢> 「 10人未満 10人未満 200人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 500人以上1,000人未満 600人以上
③委請	<b>托先名</b>	株式会社 日立システムズ
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守及びシステム改修
委託	事項2~5	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・利	多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 25 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 9 ) 件
	[ ] 行っていない
提供先1	提供先1~25 別紙1を参照。
①法令上の根拠	提供先1~25 別紙1を参照。
②提供先における用途	提供先1~25 別紙1を参照。
③提供する情報	提供先1~25 別紙1を参照。
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎ルドバルム	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある都度。
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	危機管理部 危機管理対策推進課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の56の2の項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
@16 <del>= - + </del>	[ ]電子メール [ 〇 ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[ つ ] フラッシュメモリ
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
移転先2~5	
移転先2	市民生活部 国民健康保険 国民健康保険課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
	[  ]庁内連携システム       [  ]専用線
<b>⑥移転方法</b>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ TZ + AZ J IA	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	┃
	LOT COME (MANAGED ) SENSITION OF THE

移転先3	健康福祉部 保健所 保健予防課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の1の項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
	[  ]庁内連携システム       [  ]専用線
<ul><li>⑥移転方法</li></ul>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>€19∓4717A</b>	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
移転先4	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
移転先4 ①法令上の根拠	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項
	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 介護保険給付関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 介護保険給付関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 介護保険給付関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 介護保険給付関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 介護保険給付関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務  「 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 介護保険給付関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人以上 枚方市介護保険被保険者  [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先5	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
<b>⑥移転方法</b>	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先6~10	
fg 計二件 C	健康福祉部福祉事務所健康福祉総合相談課
移転先6	
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項
①法令上の根拠	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 介護保険給付関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  介護保険給付関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  介護保険給付関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  介護保険給付関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  介護保険給付関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上1,000万人以上 枚方市介護保険被保険者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 介護保険給付関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 枚方市介護保険被保険者  [ ]庁内連携システム [ ]専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項  老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  介護保険給付関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上  枚方市介護保険被保険者  [ ]庁内連携システム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先7	市民生活部 税務室 市民税課					
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項					
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務					
③移転する情報	介護保険料関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲						
	[ ]庁内連携システム	[ ]専用線				
	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ	[ ]紙				
	[〇]その他 (庁内ネットワークを	利用してデータ転送 )				
⑦時期・頻度						
少时期 <b>*</b> 頻及						
移転先8	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課					
①法令上の根拠	条例第3条第1項に規定する別表第1の					
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合 生活支援事業の実施に関する事務	h的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域				
③移転する情報	介護保険給付関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	[   1万人未満   ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者					
	[ 〇 ] 庁内連携システム	[ ] 専用線				
@16+\	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ	[ ]紙				
	[ ]その他 (	)				
⑦時期·頻度	随時					
移転先9	市民生活部 国民健康保険室 後期高	<b>齡者医療課</b>				
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定に 条例第3条第1項に規定する別表第1の	よる枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 015の項				
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律によ	る後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務				
③移転する情報	介護保険給付関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	枚方市介護保険被保険者					
	[ ]庁内連携システム	[ ] 専用線				

<b>□ 19∓Δ/J/Δ</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ 〇 ] その他 ( 庁内ネットワークを利用してデータ転送
⑦時期·頻度	随時
移転先10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・注	<b>肖去</b>
保管場所 ※	庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫内に設置したサーバ内に保 管。
体目场別   次 	ョ。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより入退室する者を管理する。
7. 備考	

### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 1. 資格管理

個人番号、参照用住基情報、個人異動情報、被保険者情報、適用除外者情報、介護世帯員情報

#### 2. 納付管理

納付原簿情報、収納状況情報、賦課根拠情報、賦課対象情報、収納履歴情報、分納計画情報、参照用税情報、生保受給者情報、老 齢福祉年金受給者情報、滞納情報、過誤納還付充当情報、減免申請書情報、徴収猶予申請書情報、時効中断情報、一時差止対象給 付費充当管理情報、第1号被保険者情報、年金受給者情報、名寄せ引渡し情報、保険料還付金振込口座情報

#### 3. 認定管理

受給者情報、意見書聴取結果情報、認定遅延者情報、指定サービス種類情報、居宅サービス計画情報、基準該当利用分点数情報、 訪問調査結果情報、認定審査会結果情報、支給限度情報、謝金管理情報、給付制限情報、2号被保険者滞納情報、給付額減額情 報、利用者負担減免情報、負担限度額認定情報、施設入退所者情報、医療保険情報、証発行情報、二次予防事業対象者情報、国民 健康保険情報、後期高齢者医療情報、受給者異動情報、共同処理情報

#### 4. 給付管理

現物給付実績情報、償還払い支給実績情報、高額介護サービス費支給実績情報、高額介護サービス費支給口座情報、福祉用具購入費支給実績情報、福祉用具購入費支給口座情報、住宅改修費支給実績情報、住宅改修費支給口座情報、住宅改修事前申請情報、給付管理票情報、自己負担上限額情報、サービス項目管理情報、総合事業サービス項目管理情報、給付実績基本情報、給付実績明細情報、緊急時療養情報、特定診療情報、食事提供情報、食費居住費情報、居宅介護サービス計画費情報、居宅介護サービス計画費支給口座情報、給付実績集計情報、給付実績基本(過誤・再審查分)情報、給付実績集計情報、給付実績基本(過誤・再審查分)情報、給付実績明細(過誤・再審查分)情報、自己負担上限額(過誤・再審查分)情報、緊急時療養(過誤・再審查分)情報、特定診療(過誤・再審查分)情報、食事提供(過誤・再審查分)情報、自己負担上限額(過誤・再審查分)情報、緊急時療養(過誤・再審查分)情報、特定診療(過誤・再審查分)情報、食事提供(過誤・再審查分)情報、食費居住費(過誤・再審查分)情報、居宅介護サービス計画費(過誤・再審查分)情報、給付実績集計(過誤・再審查分)情報、高額介護サービス費情報、高額介護等による費支給基本情報、高額介護等による事業的で表別のでは、高額と療の第分による費支給基本情報、高額医療の第分による事業的では、高額医療の第分による事業的では、高額と療の第分による事業的では、高額と療の第分による事業的では、高額と療の第分による事業的では、高額と療の第分による事業的では、これによる事業的では、これによる事業をは、高額と療の第分に表別を表別による事業的では、これによる事業をは、高額と療の第分による事業的では、これによる事業的では、これによる事業的では、これによる事業をは、これによる。これによる事業をは、これによる。これによる事業をは、これによる事業をは、これによる。これによる事業をは、これによる。これによる事業をは、これによる。こ

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・窓口での申請など情報入手の際には、対象者以外の情報を入手することのないよう、個人番号カード 又は通知カード及びその他本人確認書類(運転免許証等)の厳格な確認を行う。 ・申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないよう、申請書類等は1人につき1通ずつ記載する様 式とし、申請書等の記載例を窓口で示すなどの対策を実施する。

リスクに対する措置の内容

・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないよう、申請書類等は必要最小限の情報の記載とな るような様式とする。

・対象者以外の情報を入手することのないよう、他機関及び庁内連携を介して情報入手する際も、情報 入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくなどの対策を実施する。

・不必要な書類は受け取らないよう、申請書類等について受領すべき内容かを十分に確認する。もし、 不必要な書類を提出された場合は返却する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・介護保険情報の取得に関して、書面又は電子データでの本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、書類等受領の際に は本人確認及び委任状の確認を行う。
- ・不適切な方法で情報を入手することのないよう、ユーザーID及びパスワードによる認証を行い、システム操作者のアクセス権限を限定 するなどの対策を実施する。
- ・入手情報の正確性について、窓口での聞き取りや添付書類との照合を行い確認するとともに、システム入力者・入力確認者・審査者 等の複数人によるチェックを行う。
- ・特定個人情報の漏えい又は紛失防止のため、隣席から見えないよう窓口カウンターに衝立を設置するなどの対策を実施し、申請書類 等はシステム入力・照合等確認後に施錠可能な書庫にて保管する。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

Γ

リスクに対する措置の内容

個人番号利用が定められていない事務において使用する情報と個人番号が紐付けできないよう、シス テム上で制御している。

リスクへの対策は十分か

十分である

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である

3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている <u>1) 行っている</u> 2) 行っていない ・システム操作者、システム管理者等、各役割ごとに応じてシステムへのアクセス権限を限定し付与したI D・パスワードを発行、管理する。システム操作者のアクセス権限については、操作者の担当グループご とに所管事務に必要な範囲のみに限定している。 ・アクセス権限を有するシステム操作者又はシステム管理者が、異動又は退職等により権限を必要とし 具体的な管理方法 なくなった場合には、ただちにアクセス権限を失効させる。 ・システム保守のため委託先・再委託先のアクセス権限を有する者に対しても、同様の扱いを行ってい る。 不要となっているID・パスワード及びアクセス権限が残り続けないよう、システム管理者が定期的にアク その他の措置の内容 セス権限付与等の状況を確認し、該当するものがあった場合には変更・削除を行う。 <選択肢> <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か

1

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 業務運用端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。
- 業務運用中にやむを得ず離席する場合はシステムからログオフする。
- ・スクリーンセーバーを利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・システム画面のハードコピー等は事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後はシュレッダーにて破棄する。

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託			[	] 委託しない	
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない	
	規定の内容	·番号 複製の めへの の報告	禁止・情報の返却、消 応諾・漏えい等事案に	F・秘密の保 去、廃棄・行 係る損害の 引人情報安全	持・取扱区域外への情 従業員の特定・従業員へ D賠償・再委託の条件・ 全管理規程に基づき職	情報持ち出しの勢 への監督及び教 再委託先に対す	書」を提示する。 禁止・目的外利用の禁止・ 育・市の検査、報告の求 よる監督とその履行状況 計置に準じた措置の実施・	
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	fっている 2) 十 :い 4) 再	分に行っている i委託していない	
	具体的な方法	1	の契約の内容を書面! 全ての義務を再委託先		, _ , _ , , , , _ , , , , , , , , ,		託契約により委託先に課 <del>う</del> う。	
その他	也の措置の内容	事前に	:申請許可された者以タ	トはシステム	ムにログインできないよ	う管理している。		
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい		分である	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・サーバ室で受託業者が作業する場合は、職員が立会う。
- ・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。
- ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切 の持込を禁止する。

]提供・移転しない

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 [ 定めている 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び ・他課の事務に属するデータを電子計算処理において利用しようとする場合は、当該事務を所管する部 ルール遵守の確認方 署の承認を受けなければならない。 法 ・審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行う。 ・庁内連携システムを利用した情報の移転は全て記録を残している。 その他の措置の内容 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている 2) 十分である リスクへの対策は十分か

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

- ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕 組みとして担保されている。
- ・また、決められた提供・移転先のみにしか情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。
- ・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また外部記憶媒体についても許 可制としている。

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 1接続しない(入手) ]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <介護保険システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高め るため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つ まり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリ リスクに対する措置の内容 ティリリスクに対応している。 2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法第19条7号及び8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能 な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情 報へのアクセス制御を行う機能。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不正な提供が行われるリスク <介護保険システムにおける措置> 番号法の規定に基づき認められている範囲内においてのみ、中間サーバから統合宛名システムを通じ 情報入手ができるようシステムによって制御されている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照合リストを情報提供ネット -クシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基 づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー リスクに対する措置の内容 クシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応し た情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個 人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4. 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。

#### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。

#### <中間サーバ運用における措置>

・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。 番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク	: 特定個人情報の漏え	・・滅失・毀損リスク				
①事 問知	枚発生時手順の策定・	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし				
	その内容					
	再発防止策の内容					
その他	也の措置の内容	〈枚方市における措置〉 ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールを助している。 インターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 OSには必要に応じてパッチ適用をしている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 1. 中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットフークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 とともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。				
リスク	への対策は十分か	【 十分である				

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### ①保管場所

#### <枚方市における措置>

- ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はIDカードにより記録してい る。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。

- ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

#### ②消去について

- ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。

8. 監査						
実施の有無	[〇]自己点検	[ 〇 ] 内部監査	[ ]外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	<b>条</b> 発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>   1)特に力を入 3)十分に行っ	、れて行っている 2) 十分に行っている っていない			
具体的な方法	宜実施することを義務付ける。 く中間サーバ・プラットフォー」 1. 中間サーバ・プラットフォー こととしている。	情報保護に関する特記仕様 んにおける措置> ムの運用に携わる職員及	引する研修を行う。 核書を提示し、個人情報保護に関する教育を適 び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する 『用規則等について研修を行うこととしている。			

#### 10. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 現する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294				
②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_				
2. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室 長寿·介護保険課 072-841-1460				
②対応方法	問い合わせの受付け時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	<b>見の聴取【任意】</b>
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担 当部署 ①部署	福祉部高齢社会室 介護担当	健康部 長寿社会推進室 介護担当	事後	部署の変更は重要な変更にあ たらないため
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長	坂田 幸子	山本 宣茂	事後	所属長の変更は重要な変更に あたらないため
平成28年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉部 高齢社会室	健康部 長寿社会推進室	事後	事務担当部署の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	福祉部高齢社会室、福祉部生活福祉室、福祉部福祉指導監査課、財務部債権回収課	健康部長寿社会推進室、福祉部生活福祉室、 福祉部福祉指導監査課、財務部税務室債権回 収課	事後	使用部署の変更は重要な変 更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の入手・使 用 移転先3	健康部 保健予防課	保健所 保健予防課	事後	移転先の部署名の変更は重 要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の入手・使 用 移転先6	福祉部 高齢社会室	健康部 長寿社会推進室	事後	移転先の部署名の変更は重 要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の入手・使 用 移転先7	財務部 市民税課	財務部 税務室 市民税課	事後	移転先の部署名の変更は重 要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	IV 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 高齢社会室	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 長寿社会推進室	事後	連絡先の変更は重要な変更に あたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要予務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においてお別表第一項番68の規定により、以下の事務における特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号被保険者、第2号被保険者の神語2. 納険料取消费等の申請2. 納険料減滞系統(保険料準等の制度、後に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に、数に	保険法」という。) 及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理・保険料賦課、保険料収納等・保険料減免、徴収猶予等・保険料減免、徴収猶予等・保険料滞納者に係る給付制限等 3. 認定管理・要介護認定、要支援認定等 4. 給付管理	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定 るために利用する「統一識別番号」とを紐付け、 その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供をでいる機能。 4. 既存システムとの情報に 4. 既存システムとの情報に 中間サーバーとは民基提供をいるの情報等について連携する機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった自の情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった自の情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報に連携する機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報に 情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。	1. 付写官性機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能 機関からの情報提供の求めを受領するととも して、他機関に対して提供する情報を受領するととも に、他機関に対して提供する情報を発出する。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 暗号化/復合機能と、鍵情報及び照会許可用 照合リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に 付与された権限に基づいた各種機能や特定個 人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機 能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼 働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	8. セキュリティ管理機能情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	中間サーバ、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 2. 情報照会機能中間サーバーを通して他自治体等への情報照会要求を行い、照会結果を通知する機能。 3. 情報提供機能他自治体等へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバへ連携する機能。 4. 符号要求機能情報連携に用いる個人の識別子である符号の取得要求を、既存住民基本台帳と、テムまたは住基ゲートウェイに送信する機能。 5. 権限管理機能団体内統合宛名システムを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能の人情報(連携対象)へのアクセス制御を	識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 2. 情報照会機能中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 3. 情報提供機能他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。 4. 符号要求機能情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 5. 権限管理機能		システムの機能の変更は重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	[ ]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ O]税務システム [ O]その他(中間サーバ、介護保険システム)	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ ]宛名システム等 [ O]税務システム [ O]その他(中間サーバ、介護保険システム、既存業務システム)	半光	他のシステムとの接続は重要 な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第50条	・番号法別表第1の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条)・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規則第18条)・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の95の項	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない
平成29年7月13日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 5, 6, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 5, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47, 49条 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第7号 別表第二 第93, 94項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46, 47条	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3)・同表の30、33、39、58、90、95の項	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携は重要な変更 であるため事前に提出
平成29年7月13日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担 当部署 ①部署	健康部 長寿社会推進室 介護担当	長寿社会部 介護保険課	事後	部署の変更は重要な変更にあ たらないため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康部 長寿社会推進室	長寿社会部 介護保険課	事後	事務担当部署の変更は重要 な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	健康部長寿社会推進室、福祉部生活福祉室、 福祉部福祉指導監査課、財務部税務室債権回 収課	長寿社会部 介護保険課	事後	使用部署の変更は重要な変 更にあたらないため
平成29年/月13日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	井安託は原則として認めないか、めらかしめ書   南に上は古具の許謀を得た提合は、この限しで	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	再委託の許諾方法の変更は 重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(26件) [O]移転を行っている(6件) []提供を行っていない	[O]提供を行っている(25件) [O]移転を行っている(7件) []提供を行っていない	事後	提供・移転の有無の変更は重 要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先1	提供先1~26 別紙1を参照。	提供先1~25 別紙1を参照。	事後	提供先の削減によるリスク低 減のため重要な変更にあたら ない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先1 ①法令上の根拠		・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の56の2の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の10の項(同条例施行規則第11条)	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先3	保健所保健予防課	健康部 保健所 保健予防課	事後	部署の変更は重要な変更にあ たらないため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の1の項(同条例施行規則第2条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の19の項(同条例施行規則第20条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先6	健康部 長寿社会推進室	長寿社会部 地域包括ケア推進課	事後	部署の変更は重要な変更にあ たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の13の項(同条例施行規則第14条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の9の項(同条例施行規則第10条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	皿 リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付 け、事務に必要のない情報と の紐付けが行われるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	みに限定している。 ・アクセス権限を有するシステム操作者又はシス	とに応じてシステムへのアクセス権限を限定し付与したID・パスワードを発行、管理する。システム操作者のアクセス権限については、操作者の担当グループごとに所管事務に必要な範囲のみに限定している。	事後	誤字訂正のため重要な変更に あたらない
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報保護に関する覚書 ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複写の禁止、提供資料の返還又は廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定 個人情報に係る管理規定 ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所においての遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業においての遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13		    許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合、  通常の委託先と同様のルールで行うことを求め	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	<b>半.</b>	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13	扱いの委託 時定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリ	・サーバ室で受託業者が作業する場合は、高齢社会室職員が立会う。 ・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。	・サーバ室で受託業者が作業する場合は、介護保険課の職員が立会う。 ・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。	里 24	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<b>変更日</b> 平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。  〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用のシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供をである。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリリスクに対応している。 2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるナンライン連携を抑止する仕	変更後の記載  〈介護保険システムにおける措置〉 ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、可服会を行う際には、可用用合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供許可証の巻行と照会内容の照ネットワークシステムに求め、情報提供さいる。当時報とはなる。では、アークシステムに求め、情報提供をでは、番号法上認めら情報とはなる。では、から情報とはなる。では、方では、方では、方では、方では、方では、方では、方では、方では、方が、方になり、では、方が、方になり、では、方が、方になり、では、方が、方になり、方になり、方になり、方には、方が、方になり、方になり、方には、方には、方には、方には、方には、方には、方には、方には、方には、方には	提出時期	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
		に付与された佐限に其づいた久積機能や特定	に付与された権限に基づいた各種機能や特定 個人情報へのアクセス制御を行う機能。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	皿 リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 <中間サーバ運用における措置>・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ぐ中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ぐ中間サーバ運用における措置>・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録をれる。を号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	特定個人情報の保管・消去に	①保管場所 〈枚方市における措置〉 ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はIDカードにより記録している。・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②消去について・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行う。	①保管場所 〈枚方市における措置〉 ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はIDカードにより記録している。・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②消去について・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	る職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を 実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場	を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	IV 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 長寿社会推進室	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 長寿社会部 介護保険課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更のため
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	[O]自己点検 [ ]内部監査	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	リスクを軽減させる変更であ り、重要な変更に当たらないた め
平成29年7月13日	5. 特定個人情報の提供・移  転(委託に伴うものを除く。)  埋供・移転の有無	No. 26 別表第二項番117 提供先: 構成労働大臣 提供先における用途: 年金生活者支援給付金 の支給に関する法律による年金生活者支援給 付金の支給に関する事務 提供する情報: 介護保険給付等関係情報	削除	事後	提供先の削減によるリスク低 減のため重要な変更にあたら ない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、42、43、	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、90、95の項	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携については重 要な変更にあたる
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長の役職	山本 宣茂	課長	事後	所属長の変更は重要な変更に あたらない
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	者福祉関係情報 [O] 生活保護·社会福祉関係情報 [O] 介護·高齢者福祉関係情報 [] 雇用·労働関係情報 [O] 年金関係情報 []	・識別情報 [〇] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号)・連絡先等情報 [〇] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)[〇]連絡先(電話番号等)[〇]その他住民票関係情報 [ ] 国税関係情報 [〇] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [〇] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [〇] 医療保険関係情報 [ ] 関連手当・子育て関係情報 [ 〇] 障害者福祉関係情報 [〇] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] その他( )	事前	特定個人情報ファイルへの主な記録項目については重要な変更にあたる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	の確認のため ・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため ・介護・高齢者福祉関係情報	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認 するため ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯情報等を把握するため ・地方税関係情報 介護保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格 の確認のため ・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため ・介護保険料の賦課要件確認のため ・介護保険料の賦課要件確認のため ・介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に 係る届出の確認のため ・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため ・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため ・障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の確認のため	事前	特定個人情報ファイルへの主 な記録項目については重要な 変更にあたる
平成31年3月29日	概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元 ※	[〇] 行政機関·独立行政法人等(医療保険者、日本年金機構) [〇] 地方公共団体·地方独立行政法人() [] 民間事業者()	[〇] 本人又は本人の代理人 [〇] 評価実施機関内の他部署(市民室、市民 税課、国民健康保険室、年金児童手当課、生活 福祉室、障害福祉室 ) [〇] 行政機関・独立行政法人等(医療保険 者、日本年金機構 ) [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人( ) [ ] 民間事業者( ) [ ] その他( )	事前	特定個人情報ファイルの入手元については重要な変更にあたる
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	日立キャピタル株式会社	株式会社 日立製作所 関西支社	事前	特定個人情報ファイルの取扱 いの委託については重要な変 更にあたる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	「つる」行足個人情報休護に関する見書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方づき 定題が実施する世界に選ばな世界の実施・営事	委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行で規程に基づき職員が実施有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない
平成31年3月29日	9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととして	育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己 情報の開示等請求を受け付ける	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人 情報の開示等請求を受け付ける	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成31年3月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/6/1	2017/7/14	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	成12年秋万川宋例第17号/寺の規定に促い、依保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出	という)の別表第1の68の頂の担定に上りに	事前	取り扱う事務の内容は重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94、95の項	事後	表現の変更は重要な変更にあ たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項	事後	表現の変更は重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担 当部署 ①部署	長寿社会部 介護保険課	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿·介護保険 課	事後	部署の名称の修正は重要な 変更にあたらない
令和5年1月23日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長	長寿・介護保険課長	事後	表現の修正は重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・ 識別情報 [〇] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)[〇]連絡先(電話番号等)[〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [〇] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [〇] 医療保険関係情報 [ ] 児童手当・子育て関係情報 [〇] 障害者福祉関係情報 [〇] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇] 年金関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ]	・・ 識別情報 [〇] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [〇] 地方税関係情報 [ ] 別重手当・子育て関係情報 [〇] 障害者福祉関係情報 [〇] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇] 中金関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 早金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ]	事前	特定個人情報ファイルへの主 な記録項目については重要な 変更にあたる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認 するため ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯 情報等を把握するため ・地方税関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため ・医療保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格 の確認のため ・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に 係る届出の確認のため ・介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に 係る届出の確認のため ・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため ・障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の確認のため	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認 するため ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯情報等を把握するため ・地方税関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため ・医療保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格 の確認のため ・生活保険料の賦課要件確認のため ・生活保険料の賦課要件確認のため ・生活保険料の賦課要件確認のため ・生活保険料の賦課等件確認のため ・企業保険料の賦課等件で認めため ・企業保険料の財際情報 介護保険料の財際情報 介護保険料の解認のため ・介護保険者資格取得、資格喪失等に 係る届出の確認のため ・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため ・障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の確認のため ・口座情報 給付費支給口座、保険料還付口座の確認の	事前	特定個人情報ファイルへの主 な記録項目については重要な 変更にあたる
令和5年1月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	長寿社会部 介護保険課	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿·介護保険課	事後	事務担当部署の名称の変更は重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署(市民室、市民 税課、国民健康保険室、年金児童手当課、生活 福祉室、障害福祉室 ) [○] 行政機関・独立行政法人等(医療保険 者、日本年金機構 ) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人( ) [ ] 民間事業者( ) [ ] その他( )	[〇] 本人又は本人の代理人 [〇] 評価実施機関内の他部署(市民室、市民 税課、国民健康保険課、後期高齢者医療課、年 金児童手当課、生活福祉課、障害企画課、障害 支援課) [〇] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁、 医療保険者、日本年金機構 ) [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人( ) [ ] 民間事業者( )	事前	特定個人情報ファイルの入手 元については重要な変更にあ たる
令和5年1月23日	田 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	長寿社会部 介護保険課	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿·介護保険 課	事後	使用部署の名称の変更は重 要な変更にあたらない
令和5年1月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要	株式会社 日立製作所 関西支社	株式会社 日立システムズ	事後	委託先実務者の企業グループ 内の組織変更であり、重要な 変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(25件) [O]移転を行っている(7件) []提供を行っていない	[〇]提供を行っている(25件) [〇]移転を行っている(9件) いる(9件)		提供・移転の有無の変更は重 要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先1	市民安全部 危機管理室	危機管理部 危機管理対策推進課	事後	移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の56の2の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の56の2の項	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先2	健康部 国民健康保険室	市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課	事後	移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先2	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の10の項(同条例施行規則第11条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の10の項	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先2 ②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務	事後	機構改革による事務の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先3	健康部 保健所 保健予防課	健康福祉部 保健所 保健予防課	事後	移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先3 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の1の項(同条例施行規則第2条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の1の項	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先4	福祉部 生活福祉室	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	事後	移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先4 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の8の項(同条例施行規則第9条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の8の項	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先5	福祉部 障害福祉室	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課	事後	移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先5 ①法令上の根拠	に関する条例第3条第1項に規定する別表第1	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の19の項	事後	表現内容の修正のため重要な 変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先6	長寿社会部 地域包括ケア推進課	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課		移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先6 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の13の項(同条例施行規則第14条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の13の項	事前	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先7 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の9の項(同条例施行規則第10条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の9の項	事前	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先8	福祉部 障害福祉室	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	事後	移転先部署の名称の変更は 重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先8 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の19の項(同条例施行規則第20条)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の19の項	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先9	(新規)	市民生活部 国民健康保険室 後期高齢者医療課	事後	機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先9 ①法令上の根拠	(新規)	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚 方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条第1項に規定する別表第1 の15の項	事後	機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先9 ②移転先における用途	(新規)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務	事後	機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	■ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先9 ③移転する情報	(新規)	介護保険給付関係情報	事後	機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	提供・移転の有無  移転先9  ④移転する情報の対象となる	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	本 4 代表 1 日本 1 日	(新規)	枚方市介護保険被保険者		機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先9 ⑥移転方法	(新規)	[ ]庁内連携システム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [〇]その他(庁内ネットワークを利用してデータ転送)	事後	機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先9 ⑦時期・頻度	(新規)	随時		機構改革による移転先の変更は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 2の項	2. 納付管理 納付原簿情報、収納状況情報、賦課根拠情報、賦課対象情報、収納履歷情報、分納計画情報、参照用税情報、生保受給者情報、老齡福祉年金受給者情報、滞納情報、過誤納還付充当情報、滅免申請書情報、徵収猶予申請書情報、時効中断情報、一時差止対象給付費充当管理情報、第1号被保険者情報、年金受給者情報、名寄せ引渡し情報	2. 納付官理 納付原簿情報、収納状況情報、賦課根拠情報、賦課対象情報、収納履歷情報、分納計画情報、参照用税情報、生保受給者情報、老齡福祉年金受給者情報、滞納情報、過誤納還付充当情報、滅免申請書情報、做少類添付責当管理時報、第1号被保険者情報、年金受給者情報、第6世引渡し情報、保険料還付金振込口座情報、銀		特定個人情報ファイルへの主 な記録項目については重要な 変更にあたる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目 4の項	4. 給付給付理 現物給付 理報	性情報、任意報告報、 情報、自己自事性的報信報、 情報、自己自事業中一ビス項目情報、 一個工程報報情報、 一個工程報報報、 一個工程報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	事前	特定個人情報ファイルへの主な記録項目については重要な変更にあたる
令和5年1月23日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込む事を禁止すると	が立会う。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	IV 開示請求・問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	請求先部署の電話番号の追加は重要な変更にあたらないため
令和5年1月23日	IV 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 長寿社会部 介護保険課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課 072-841-1460	事後	連絡先部署の名称の変更及 び電話番号の追加は重要な 変更にあたらないため
令和5年1月23日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月14日	令和5年1月23日	事前	
令和5年4月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法(平成9年法律第123号)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資務管理及び保険等の規定に従い、被保護(要支援)認事務の大きに関する法律等27号。以下「番り、の別表第1の68の項の規定により、下の事務において特定個人情報を取り扱う。1. 資格管理・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変等の届出・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変等の届出・第1号被保険者の被保険者の被保険者の前時で理・保険料減免、第2号被保険料源免费者により、次の事務において特定個人情報を取り扱う。1. 資格を理・第1号被保険者の資格取得、資格要失、変等の届出・第1号被保険者の被保険者の被保険料源免债理・保険料源免益、第2号を制度等等の。1号を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	9 る法律(平成25年法年第27号。以下1番号法以下の方。) の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人院者の資格取得、資格等理事の届出・第1号被保険者の資格改善、第2号被保険者の被保険者証等交付、再交付申請の申請。2. 納付管理・保険料賦課、保険料収納等・保険料減免、徴収猶予等・保険料滞納者に係る給付制限等。3. 認定管理・要介護認定、要支援認定サービス等の計画作成依頼・負担限度地で表達の計画作成依頼・負担限度が表高の支給、高高額医療合算である。高額医療合算である。高額医療合算である。高額医療合質を表面である。第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者の受領がある・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者を表面表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月12日	システム システム5 ①システムの名称	(新規)	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)	事後	
令和5年4月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	(新規)	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	
令和5年4月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他システムとの接続	(新規)	[〇]その他 (申請管理システム )	事後	
令和5年4月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	を除く。)[]フラッシュメモリ	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ[]電子メール [○]専用線 [○]庁内連携システム[○]情報提供ネットワークシステム[○]その他 (サービス検索・電子申請機能)	事後	
	(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提	あるいは代理人による届出のみを受領することとし、書類等受領の際には本人確認及び委任状の確認を行う。 ・不適切な方法で情報を入手することのないよう、ユーザーID及びパスワードによる認証を行い、システム操作者のアクセス権限を限定するなどの対策を実施する。 ・入手情報の正確性について、窓口での聞き取りや添付書類との照合を行い確認するとともに、システム入力者・入力確認者・審査者等の複数人によるチェックを行う。 ・特定個人情報の漏えい又は紛失防止のため、隣席から見えないよう窓口カウンターに衝立を設置するなどの対策を実施し、申請書類等はシ	確認及び委任状の確認を行う。 ・不適切な方法で情報を入手することのないよう、ユーザーID及びパスワードによる認証を行い、システム操作者のアクセス権限を限定するなどの対策を実施する。 ・入手情報の正確性について、窓口での聞き取りや添付書類との照合を行い確認するとともに、システム入力者・入力確認者・審査者等の複数人によるチェックを行う。	事後	